

自他の幸ひといふべし。然るに、人は三十歳乃至四十歳の齡に達すれば、最早自ら完成品を以て任じ、其品性と智識を包みて、之を外に表さざる傾向多し。若しそれ斯くの如くならば、平生進歩奮勵を要求せらるゝ小兒が、却つて父母に批評の鋒を向くるに至るも、亦怪しむに足らずといふべし。

以上は、小兒に取りて家族の大切なることを説きしものなるが、以下少しく、家族に取りて小兒の大切なることを説かん。勿論小兒は面倒のものなり。小兒の直接責任者は、常に彼等のため、身心兩つながら之を活動せしめざるべからざればなり。されど、活動はこれ生命なり。小兒のために身心を活動せしめ、之がため其停滯腐朽を免かるゝもの、思ふに人類の過半を占むることならん。或は家族の系累を有せず、終始勤勞の必要に迫られずんば、立身出世をなし得たるべきにと思ふ人もこれあるべし。されど、人は往々他の境遇を羨み、而して己れ其境遇に達すれば、もはや前の志を棄つること、これ珍らしからず。家族の系累多きを嘆ずる人は、宜しくこの事情を思ふべし。况んや、家族の系累のため、立身の目的を達する能はざりし人一人あれば、之によりて百千の人々刺戟を與へられ、一層奮勵努力するこ

とあるに於てをや。

或日のこと、われは二歳の小兒に付き纏はれつゝ臺所に立ち働ける。或母親に聞うて曰く、嘸やこの兒たちのために仕事を妨げらるゝこと多からん。その時、その母親は言下に答へて曰く、われ未だ曾て、小兒に付き纏はれずして、わが仕事を終れることはあらず。この一語、多忙の母親と雖人の思ふほどには苦しきものにあらざるを示す。勿論小兒に付き纏はれながら、日常の務めをなすは、何等の苦しみもなきこととは言はず。されど小兒に付き纏はれずば、却つて十倍の苦しみを感ずるならん。これ其務めをなすの甲斐なきことなるを以てなり。果して然らば、小兒は妨害ともなれど、又獎勵ともなるとこれ母たるものゝ獨り知る所なり。又他の母親曾て、われに語りて曰く、近來は學校にて、小兒に食物を給することゝなれるが、こは我小兒等の通學中になかりしことにて、我甚だ喜ぶ所なり。われ即ち其理由は如何と尋ねしに、其母親曰く、我夫は飲酒家なり。而も歸宅の際は何か小兒のために、持ち歸るを好めり。然るに若し今日の如くならば、彼は何物をも持ち歸らざるべく、さすれば當時已に非常の墮落に陥りたるべきを以てなり。

人或は母の生活は單調のものなるべしとて、これに同情を表するものあれど、これ大なる誤りなり。然るに或著述家の如きは、家庭は少女の牢獄にて、婦人の工場なりといひ、その誤りの極端に陥れり。若しそれ之を小兒のなき製造所又は工場に就いていへるものなるか、さなくば、獨居して自營自活する婦人に就いていへるものならば、或は首肯する人もあるに相違なし。されど、小兒の住居せる家庭には、單調の入り來たるべき餘地あることなし。大人にして、小兒の如くに變化に富めるものは一人もこれあらず。されば、小兒と共に居住する時は、意外の事起り勝ちにして、小兒のなきに至れば、其家には得て單調を生じ易し。されど、幸ひにして、秩序整頓せる家族にては、末兒の已に生長せる頃、また新たなる嬰兒の出産を見るべく、之が爲め終始單調に陥るを免かるゝなり。

第十四章 姓名と家屋

人若し家族のことを考へんとすれば、之と共に、必らず聯想せざるべからざるほどに密接の關係を有するもの二あり。一は姓にして、其家族に屬するものは皆之を稱し、之によりて皆外界に知らる。他の一は家屋にして、これ家族の人々の住するところ、即ち外界に對しての城廓なりとす。この二のものは、家族の要素と呼び得るほどには、大切のものにあらず。されど、家族の勢力と保存とに貢獻する所は、決して尋常にあらざるが故に、今は之に論及する必要あり。

第一に姓より始めんに、姓は同じ家族の間に於ては殆ど用なきものにて、たゞ用ひらるゝことありとも甚だ稀なり。而して同じ家族の間に、稱呼のため用ひらるゝものは、即ち名なり。然るに同じ家族にあらざるものゝ間には、姓は始めて其必要を顯はし、衣皆之を用ひて其遭遇する人を分類す、即ち姓は人に與ふるに社會に於ける一定の地位を以てする手段なり。思ふに姓なるものは、國家より家族に附與したる公務より其源を發せしものならん。これ萬國皆然りといふにあらざれど、少なくとも、或國民の間に於ては然り。即ち國家の目的よりいふも、又公務の責任者を定むる上よりいふも、姓を以て各個人を區別するは、これ必要のこと

たりしなり。例せばかの猶太人の間にては、祭司の職を奉ずるものを皆レビと稱し、而してこのレビ族に屬する者は生れながらにして皆祭司なりき。されど、職務世襲の例、已に廢れたる社會にては、姓はもはや斯くの如き公務的の意義を有せず。随つて公務を示す必要ある時は、姓の外に別に官名を附記せざるべからざるに至りぬ。

名稱の沿革を研究するは、これ一箇獨立の研究なれば、今は之に論及するを避け、只その家族と關係あることを説くに止むべし。而して人の名稱には、姓の外別にまた實名あり、副名あり。實名は、その人固有の名にして、副名は其家族に於ける地位を示すの名なれば、互に相混同すべからざれども、また實名の副名となり、副名の實名となるは、往々あることなり、されど命名は必らずしも隨意的のものにはあらず。却つて一種の法式によるものゝ如く、之を社會の歴史に徴するに、一旦滅びては又復活し來たるを見るなり。

命名制度の極めて複雑したるものを求むれば、羅馬人の如きは、蓋し其一なり。而して曩に父權的家族のことを説明せし際にも、羅馬人を其例證として擧げられ

ば、今命名制度のことを説くにも、またこの先例に據らんとす。偕て普通の羅馬人は、都合四の名稱を有したり。否寧ろ四種の名稱を有したり。第一は即ち實名にして、其當人と共に生死する名なり、また父母の選みて何よりも先きに其最も親近なる所有財産として授與したる名なり。而して父母のこの選定は、如何ほごまで隨意的にして、又如何ほごまで家族其他の關係より定めらるゝか、こはなほ後に至りて説く所あらん。今は只、この實名なるものは、即ち今日の教名(Christian name)なるものと大體相符合すと謂つて止まんのみ。

第二は所謂族名にて、これは即ち其人の屬する種族または家族の名稱なりとす。この族名の起源には種々あり。即ち祖先の名なることもあれば、住地の名なることもあり、或は又其携帯せし武器の名なることもあるなり。而してこの名は、或程度までは、今日の所謂姓なるものと相符合す。されど、この實名と族名との二つだけにては、種族の非常に膨脹したる場合、または、實名の種類多からざる場合など、なほ一定の人の特稱としては、不十分の點あり。こゝに於てか、實に第三の名稱を與へて、他との混亂を防ぐべき必要を生じたり。而しこの第三の名稱として用ひ

らるゝものは、即ち家長の名これなり。羅馬人の間にては家長とは即ち父權的家族の長をいふものなるが、所謂父權的家族といふ中には、妻子は勿論のこと、奴隸も亦その他の従僕も、一切包容せられたりしなり。随つて族長名は即ち上下一切のものを結合する帶たりしなり。若しこの族長名使用の實例を他に求むれば、奴隸を使役せる社會にては、近代までなほ實行せられたりしなり。また親子數代のもの雜居して、所謂家族的團體を作れる國には、なほこの風習あり。例せば露國の如き即ちこれなり。露國の如き風習ある國にては、日々之交際上、只族名を擧げれば、即ちこれなり。未だ十分といひ難く、之に加へて、必らず何れの兄弟の子なるかをも擧示するの必要あり。たとへば、同族の間に、同じベテロといふ名を有するもの數人あるが故に、我はパウロの子なるベテロなりといひ、以てアンデレの子なるベテロと區別するの類これなり。なほこの風習は、ウエールス地方にも行はる。これ同地方は、族名の至つて乏しき處なるを以てなり。族名已に乏しければ、實名と族名とを合稱するだけにては、個人の特稱として不十分の點あり。而してこの必要に應ずる方法素より一ならざるも、就中最も普通なるは、父の實名又は母の實名

を其上加ふることなり。この方法は、いと古くより行はれしものなるべく、其證據は「の子」といふ意義を有する冠辭の、今日に存するを見て明かなり。即ち「フィツ」(Fitz)はノルマン語「マク」(Mac)は蘇格蘭語「アプ」(Ap)はウエールス語にして、何れも「の子」の意義を有するものなりとす。

羅馬人の用ひし第四の名稱は、所謂別號なり。別號は元と實名と、同様個人特有のものなり。されど又實名と異なる點もあり。即ち別號は、幼年の域を脱せし者にのみ與へらるゝこと、家族相互の間に於ては使用せられざること、嚴正の公文書中には認知せられざること等これなり。且つ又、或意義よりいふ時は、此別號は實名に比してなほ一層個人的なる所あり。これ別號なるものは、個人の純然たる特色を表示するものなるを以てなり。斯くて此別號は、年を経ると共に、遂に世襲として用ひらるゝに至りしが、其當初の用法よりいへば、今日所謂綽名なるものと頗る相類似したる點あり。而して之が近代の例證を求むれば、これ亦族名の種類僅少なる地方に於て、之を發見するを得べし。たとへば、ウエールス及び其他の地方にては、個人の特稱として、其姓名の外に、更に個人の特性、または個人の職業を用ひ

ること往々あり。而して是等のものは、遂に世襲となり、随つて近代の意義に於ての族名と化したるが、今若し普通に使用せらるる族名を臚列して、之を調査せば、その證據自ら明了なるべし。スコット (Scott) の「ガイ・マンナリング」(Guy Mannering) の註に曰く、資産を有せざるものゝ社會にては、綽名を用ふると今日尙英、蘇の國境地方に於て行はる。而して、こは同名の者の多き結果、眞に止むを得ざる方法なり。例せば、ロックスバローシアのラストルーサーといふ一小村に、同じダンヂーと名乗るもの四人居住したるとあり。由つて之を區別するため、東門のダンヂー、西門のダンヂー、拇指のダンヂー、無口のダンヂーといふ綽名を付せり。就中、前二者の名は、村の東部と西部とに居住したるより起り、第三は其拇指に一種の特徴ありしために、第四は平生寡言なりしより生じたりと。

實名なるものは、勿論個人の特稱たるに過ぎざれども、或事情の下にありては、間接に一種の意義を有するに至ることあり。羅馬に於ては實に然りしなり。元來羅馬に於て貴族が其男兒に命する名稱は甚だ多からず。一時は只十八種に止まりしこともありとは、これモムセン (Momsen) の説なり。されど、特別の家族間には、こ

の十八種の中の更に少數を限りて、専用したるものもありたるなり。斯くの如き事情にて、此實名は、族名とは異にして、廣く用ひらるることなかりしかば、其實名を擧ぐれば、自ら其門閥を示し、其家族をも顯はすの用をなしたるなり。然るに其後時代に變遷ありて、平民の中に種々なる貴族の特權を冒すに至れるものを生じ、遂に貴族専用の實名の如きも、何時しか平民に用ひらるるに至りぬ。斯くの如きは、今日にも其實例あることにて、貴族にあらざれば、適切ならずと思はるる名稱を其子に命じて得々たる平民またこれ多し。

今や羅馬の貴族の如き名稱専用の風習は廢れたれど、其痕跡は今日もなほこれなきにあらず。即ち英國の或家族の如きは、只特種の名を限りて之を用ひ、決してこの範圍外の名を用ふることあらず。若しそれ、其小兒の中の何れかに命するに父祖の中の何人かの名稱を用ふるはこれ普通のことにて、然らざるものは却つて稀なり。而してこは只英國にのみ止まらず、獨逸の如きは、これよりも一層盛なりと思はるるなり。

實名の選擇は、其關係する所、時として非常に廣く、却つて家族又は種族よりも

廣きことあり。現に實名のことを稱して教名といふ。こは今日は兎も角、昔は宗教的儀式を用ひて命名せしことあるを表すといふべし。またリールの説によるに、何れの時代を問はず、その當時に流行せし名稱を見れば、略、當時の人心の趨向又は運動を察すべしといふ。即ち中世紀の初期には、獨逸人はその子に命するに、その種族中の英雄の名を以てし、純然たる獨逸人的の名稱流行せり。後、羅馬教會の勢力増加するや、聖徒傳中に見ゆる希臘名、羅匈名等、この獨逸名を壓倒し、而して宗教改革時代に至りては、舊新兩約書より取れる聖書の名稱、この希臘名及び羅匈名を逐斥せり。而して今日には貴族等、またもや舊に歸りて、中世紀の英雄の名を用ひ、農夫は既往數世紀間の風習を固執し、而して中等社會は之を折衷す、その狀實に混亂を極むといふべし。……今や人名は、もはや人格を代表するにあらず。家族を代表するにあらず。また位階職業を代表するにもあらず。全く外部的の表徴とは化し了りぬ。

獨り獨逸のみならず、他の國にも亦同一の事情ありて行はれしことは、之を知るに難からず。たとへば英國と蘇國とに、長老教會の運動盛なりし時、聖書または宗

教的の名稱流行せしが、其多くは今日より見れば如何にも奇異の感あり。貴族と平民との人名に區別あるに至れるは、思ふにノルマン人とサクソンとの衝突の時に初まり、騎士と清教徒との軋轢によりて、一層その度を増せしものならん。今や貴族の間には下品なる聯想を伴へる名を附して、奇を衒ふ傾向あり。其他の階級、また名の撰擇に一定の恒心なく、其日その日の出來事に左右せらるゝの觀なとせせず。たとへば、ガイまたは、マルセラといふ名の如きは、皆流行の小説より出でたる名なり。又有名の説教家、政治家、詩人等の名も、多くの小兒の名として使用せられつゝあり、されば、今後南阿戰爭の時日の、萬一にも忘却せらるゝが如きことあらんか、歴史家は戰勝將軍の名を負へる小兒の年齢を數へなば、即ち容易に之を推定するを得べしと思はる。

眞正の族名は、之を實名に比すれば、好奇心または風潮のために左右せらるゝこと少なし。これ族名は大抵世襲なるがためなり、されば、族名は、外界の時事若くは運動の紀念にはあらず。寧ろ其家族が初めて獨立自存のものとなれる當時の歴史か、境遇が、或は又性質かを紀念するものなり。此點に關して、一つ面白きことあ

り。そは即ち家族の名稱として用ひらるゝ言は、即ち家族出生の地を代表するか、(又は家族の領地を代表するか)さなくば家族の従事したる、職業を代表すること、往々ありといふことこれなり。借てこの土地と職業との二つは、前にも已に論せしことあるが如く、家族の一致を保存する二大要素たること、古今共に然り。然るに今この二つのものは、族名として使用せらるゝとせば、即ち其任のあらん限りを果せるものと謂ふべし。これ族名は家族の外部的表徴たること共に、又家族の人人を互に結合する帯なるを以てなり。

蓋し家族的團體にして、分散すれば分散するほど、族名は益、大切となるものなり。これ族外の人は此族名によりて、家族のもの相互の關係を知るべく、散亂したる家族等も亦、只この力によりて、互に相結合するを得るを以てなり。然るに、若しこの共通的名稱にして存在することなからんか、廣く各地に散在せる一族のものは、殆ど互に相知るに由なかるべく、而して互に公通するが如きは、全く不可能のことたるべし。若しそれ單に個人を區別するだけの目的ならば、族名は其用なく、只別號若くは綽名さへあらば事足りぬべし。由つて以爲へらく、只綽名または別

號だけを用ふるの習慣ありて、更に族名を用ひざる社會にては、これ多數の勞働者が、相集團する所に於て、常に見る所の事實とす。極く近親なる者を除き、その他の親族は漸次相互の關係を忘るゝに至るべしと。

家 屋

家屋の元來の目的は、雨露を凌ぐにあるか、或は又他人の侵入を防ぐにあるか、詳かならず。されど、家屋は不完全ながらも、この二つの職務を果しつつあるは明瞭のことなり。而して其何れが重なる目的なるかは、恐らく氣候の如何に關することならん。而も、單に雨露を凌ぐばかりにて、人の侵入を防ぐに足らざるものは、之を家屋とはいはず。單に廬または小舎等の名義を以て呼ぶは、これ注意すべきことなりとす。若しそれ家屋を以て姓名に比せば、其似たる點二あり。第一は兩者とも家族の人々を保持して結合せしむることなり。又第二は兩者とも他の家族に屬する者との混亂を防ぎ、若くは之が侵入を禦ぐことこれなり。木石は言語に比して實質あり、形體あるだけに一層顯著明瞭にこの二點を果すに於て効あるなり。

家屋は、今日にては、家族收容よりも以外の目的に建築せらるゝこと往々あり。此故に家屋の代りに家庭なる語を用ひ、以て箇々の家族を多少永久的に收容する家屋の全部または一部を代表せしむるは、或は便利ならざるにあらず。されど、家庭なる語も、不幸にして今日は濫用せられつゝありて、殆ど家族的生活の特質を具へざる制度にも、家庭なる語を適用することあり。随つて舊の如くに、家屋なる語を襲用するは、却つて誤解を招くこと少なかるべく、但しこゝには之に定義を下し、家屋とは雨露を凌ぐ場處にて、或一個の家族の専用に供せらるゝものをいふと斷定し置かん。

この意義よりいふ時は、他人を遮断するは、即ちこれ家屋の重なる特色なり。家屋は、たとひ乞巧の起臥する車にもせよ、或は岩窟の如き、木の洞の如き所にもせよ、他人がその境界を認むる以上は、家族は即ちこの内にありて、能く其秘密を維持し、其生活を營むを得べし。而してこの遮断の能力は、即ち他人を排除するの能力なれば、其價值は全く消極的に過ぎずと思ふ人もあるべけれど、實は然らず。愛客の精神の如き、主客の關係の如きことを中心とせる諸の道德、諸の權利、諸の義

務は、皆之より生ずるものなり。されば、家屋には、内と外とに對する二の務めあり。而して外部に對しては、愛客の義務を盡し、家族に向ひては、秘密保存の自分を全うし、而も兩者平均して、互に輕重なからしむるは、これ家屋管理上に於ける一大問題なり。若し一方に偏すれば、來客過多の弊に堪へざるに至るべく、又他方に偏すれば、排外利己の不徳に陥るを免かれず。

家屋の大小如何は、これ家屋の重なる特色にはあらず。富める家族は、大なる宮殿を以て家族的生活のための神聖なる場處とするともあるべく、貧しき家族に至りては、狭き一室を以て之に充つることもあらん。而して宮殿は却つて他人の侵入を受け易き點よりいへば、狭き一室は寧ろ家庭として適當なるやも知るべからず。されどこの兩者は、共に極端のものにて、未だ家族の必要に應じて建てられし代表的家屋といふに足らず。

リールは、家族の觀念、家族の組織の變化するに隨ひて、家屋の構造も亦變化したることを説けり。而して其意見に據れば、家屋は、近親たる三四家族と其從屬とを包容し得る目的にて、建設すべしといへり。果して然らば、これ近代的家族の必要

に應ずるものと謂はんよりも、寧ろ父權的家族の必要に適するものといふべし。なほ又近代の傾向として、リールの特に擧示して之を攻撃せるもの二あり。第一は大なる居室を廢して、小なる部室を設けんとする傾向なり。即ち昔は大なる居室を設け、晝間は家族全體こゝに雜居し、以て其種々なる業務に従事せしが、今日ハ然らず。數多の小室を作りて、家族の者各自の專用に充て、主人の室、主婦の室、小兒の室と區別するに至れりとなり。されど、最近代の家屋には、之が反動として所謂家族室を設くるものもなきにあらず。而して其得失如何は、俄に之を判定すべからざるも、思ふに、大なる居室は、學者、美術家、音楽家等の事業の如き、智的事業の發達とは相兩立せざるなり。

第二にリールの攻撃する傾向は、近代家屋を建築するに、市街に適することを主として、家族の必要を思はざるに至れることこれなり。この點に就いて、特にリールの慨嘆するは、近代獨逸の家屋にはエルケル(Eiker)と稱する壁外に突出せる窓を作らざるに至れることこれなり。エルケルは、家族中の未婚の者の居室にて、即ち未婚者は家族の一員ながら斯くの如くにして幾分か別居の狀ありしなり。

然るにエルケルは、町並を損ずとの理由にて、警察令之を禁止し、それがため老嬢は今や家族内に其特有の居所なきに至りぬ。之と同じ主意にて、リール更に嘆じて曰く、今日の家屋は、形式的機械的に外觀のために建築せらる。有機的に内部の便宜のため、建築せらるゝにはあらずと(リールの「家族」一九八頁)。

この變化に伴ひて、家屋に番號を附するの風習發生せり。昔の有機的家屋は名を有したり。されど今日の如く形狀一定せる家屋は番號を有するのみ。否、獨り家屋のみが番號を以て區別せらるゝに至れるのみならず、市街といへども、形狀一定の極度に達したるため、番號または、A B Cの文字を以て區別せらるゝに至れるもの尠なからず。

今日數字を以て、名に代ふるに至れる理由は、勿論想像力の缺點にのみあるにはあらず。人口稠密の都會にありては、市街にても家屋にても、之に附するに番號を以てせば、之を發見するに便利なることも其理由の一なり。さはいへ、名を以て能く其地點を指示し、之と同時に單の數字よりは趣味も深く、且つ記憶にも便ならしむる方法なきかといふに然らず。ロンドンの最貧區と稱せらるゝ所に、一の小

さき地域あり。この地域内の町名は、諸の英國の地名を以てせるものにて、之が命名者は、各、その避暑地より歸來後直に命じたるものにあらざるかと微笑まるばかりなり。ケブリッジ街、ヨーク街、ポストン街、ウーマス街、チェールリー街は、即ち其重なるものなるが、さりとして是等は、一としてこの懐館なる地域に多少の趣を添ふるものにあらざるはなし。なほ又之と近接せる處に、シャップ街、スカウフェル街、アップハイ街などいへる町名あり。是等の名稱を以て見る時は、獨り地名のみならず、歴史的事實も亦町名として用ひ得べきこと明かなり。

都會の家屋に名を命ずるの習慣は、決して一朝一夕に回復し得べきものにあらず。されど、其家屋に名を命じて、能く之を失墜せしめざる人あらば、宜しく名を命ずべし。今日にても投機的の家主が、市外に小さき住家を建て、之に命じて或はアイヴイ(鳶)庵といひ、或はラバーナム(きんぐさり草莊)など稱することあるは能く其商賣の秘訣を解するものと謂ふべし。而して是等の名稱を考ふる時は、人皆少なくとも一種特別の事情、一種特別の性質を其心頭に思ひ浮べざることにはあらず。即ち其心頭に浮び來たる感情は、粗、人の姓名に關してわれ等の心に感ずる

所と相同じとす。

由つて思ふに、人類にして若し家屋と等しき静止不動のものならんか、人類にも姓名を附する必要なく、家屋と同様に或は數字、或はABCを以て呼ぶも亦差支なかるべし。現に監獄にては、斯くの如き方法を用ひつゝあり。されど、人類にして若し數字を以て呼ばれば、或は恐る、個人としての價值を滅却せんことを否人類としての價值をさへ滅却せんことを、家屋も亦數字を以て呼ばるゝ時は、之に同じ。只その價值を損ずるの度少しく人類よりも少なきのみ。

都會と地方との著しき相違の一は、今日都會の家屋は、外面上もはや此内に住する家族の必要をも、はた特性をも代表せずといふことこれなり。之に就いて、思ひ出さるゝは、都會生活の研究者が往々唱ふる説なり。乃ちいふ、市街の單調懐館なるは即ちこれ生活の單調懐館なるを代表するものなりと。されどこの説は當らず。これ單調懐館の市街は、實は家族的な生活と全く無關係なる三の勢力を代表するものなればなり。三とは他なし。第一は空地の少なき事、第二は建築條例、而して第三は投機的家主これなり。今それ地方に至れば、この三の勢力は、左程に普及せ

ず。勿論今日は地方の家屋とても、實際この内に住する家族の必要に適せしものは至つて乏しきも、さりとて其家族は、或は粧飾を施し或は庭園を加へなごして、家族そのものを外面に顯はし得る餘地十分あり。都會にありては然らず。この餘地極めて少なじ。されば、都會の貧民窟などに至れば窓の傍らに小さき植木箱を置き、之を小庭園として樂むを見る。而して、其他のものに至りては、或は家財或は家財の配置により、僅に家族の特性を外面に發表するに過ぎず。此點に關して一言したきは、都會の住民を以て見れば、家庭とは、家屋の謂にあらず。寧ろ其使用と必要と希望との代表たる家財なりといふことこれなり。この故に彼等は、甲の家より乙の家に移轉するを、左まで其意に介せず。これ彼等は家庭を携へて移轉するものなればなり。地方の家族は然らず。萬一移轉することあれば、家庭の大部分を家屋と庭園とに遺し置きて立ち去らざるを得ず。さればとて、市街の家屋には同一の處に同數の入口と同數の窓ありて、その色また粗、相同じきが故に、家々皆相同じといふは當らず。これ人類は、同一の場處に同數の四肢五官ありて、其色また粗、相同じきが故に、人々皆相同じといふに異ならず。相違の點は寧ろこれを内

部に求めざるべからず。而して今之を内部に求むるに、苟くも人の住める所あらば、其貧人の家屋たると富者の家屋たるとを問はず、或は粧飾に、或は家財に多少其特色を顯はさざるはなじ。われ會て、一の極端なる實例に接したることあり。即ち其家の一室にあるものは、如何なる小さきものにも悉く鍍金し、金光燦爛外來者の目を眩せしむ。その俗氣紛々たるは勿論ながら、思ふに持主は之に由りて十分の満足を感じ居るものならん。

市街の單調は必らずしも、其市街居住者の生活の單調を意味せざるは前に已に之を説けり。されど市街の單調は、間接に住民の生活に影響し、其生活の發表を妨害すること少なからざるを以て、彼等は皆切にこの單調を脱せんことを願ふ。而してこの願ひの如何ばかり切なるかは、貧富貴賤に論なく、都會の住民はたどひ猫額大の地にても、之を利用して庭園を造ることあるを見て知らるべし。今市外の地に貸家を建築するものを見るに、狭き地域に、多くの小家を建て列ね、而して其家々の前後に、小さき空地を遺すことあり。勿論この空地は礎礎にして、汚物と瓦礫は狼藉として横はり其狀荒涼を極む。されど氣候若し順なる時は、半歳の

中に、紅紫爛熳、各其特殊の色を誇るを見るべし。たとへば甲の地は薔薇を以て其理想を示せば、乙の地は向日葵を植ゑて之に満足を表す。耕の如く紅き花は、雪の如く白き花と相接し、黄色は紫色と相隣る。若しそれ、實利的のものは、莓を植ゑたるもあり。小さき兒童のある家には、小さき芝庭を作りて、兒童の自由に之に展轉するに任す。さればとて、悉く然りとは言ふにあらず。時に雜草の蔓るに任せて、其家族の陋劣野鄙を示すものも、亦これなしとせず。

ひよに、前にも一應論じたる問題にして、再び論せんと欲するものあり。そは、即ち人口稠密なる大都會にありても、家族的生活はなほ能く之を全うするを得るかといふものこれなり。而してわが之に對する答は、依然として舊の如く、即ち能く之を全うし得らるべきのみならず、現に之を全うしつゝある例多しといふことこれなり。勿論都會の生活には、之に伴ふ種々なる困難あることはわれも之を認む。されど、この困難は家屋の小ささがために生ずるものにはあらず。また家族は僅々一二室の中に雜居せざるべからざるより生ずるにもあらず。斯くの如き事情は獨り都會にのみ存するものにあらず。地方にも亦存するを以てなり。現に地方

の人の都會に移住する重なる一原因は、地方にては、分家して新たに家族を作らんとするも、家屋に乏しきことこれなり。都會に於ては、兒童生長して能く自活し得るに至れば他の一室を借りて之に住するの便宜あり。されど地方にては、斯くの如き便宜だになきこと多く、之がため止むを得ずして別居せざるべからざるもの、比々皆然り。されど斯くの如き場合にすら、家族は必らずしも分散したるにはあらず。老ひたる父母は、社會に出でたる子女に對して、其情愛を失ふことなればなり。果して然らば、人口稠密の地に於て、家族的生活の強固ならざる理由は、單に家屋の狹隘なるがためにはあらず。必らずや他に其理由なかるべからざるなり。

昔は一の家族は必らず一の家屋に住居せり。然るに今日の實狀は然らずとすれば、果して何れに別居するや。曰く旅館あり。下宿屋あり。木賃宿あり。貧院あり。牢獄あり。尼院あり。養育院あり。學校あり。植民館あり。是等は其種類皆異なるも、家庭生活以外の生活なりといふ點に至りしは皆一なり。而して斯かる住處を選べる人の動機は必らずしも一ならず。只一時の便宜のためにする人も必らず多かるべ

し。されど、又家事經營の煩を厭ひ、其責任を軽減せんとの心より、永久に斯くの如き住所を選べる人も亦尠なしと謂ふべからず。即ち資力あるものは、旅館又は下宿屋を選び、資力なきものは、木賃宿または貧院を選ぶも、其一家經營の煩を厭ふ動機に至りては、彼と是と相異なる所なし。斯くの如き生活法は、容易なる生活法たるは素よりいふを要せず。されど容易は利益なるよりも寧ろ損失なるは、只この一事を見ても瞭然たり。今や英國といはず、米國といはず、下宿屋生活、旅館生活の流行驚くべきものあり。されど、この運動には果して眞正の利益ありやといはば勿論然りとはいふを得ず。現に幾多の人々は、數年斯くの如き生活を送りし後、全く之に倦み、幾多の困難あるにも拘らず、却つて變化に富みたる家庭生活に歸らんとするの傾向あり。

今日復活の徵候ある技術の多き中に就きて、其最も趣味あるものを求むれば、必ず先づ指を住居建築の技術に屈せざるを得ず。勿論家主の心にある住居觀をいへば、依然としてなほ方形の箱を幾多の部屋に支切りしものたるに過ぎず。されど英國内何れの處を見るも、家屋は之を實用的たらしめ得ると共に、又美麗な

らしめ得との感想復活の兆著るじ。而も是は少數の家屋に就いての感想にあらで、多數者の家庭に就いての感想なるは祝すべし。而して市外に貸家を建築する家主の如きも、多少之に關して其責任を自覺し始めたが如く、家屋は多少の特色、特性を加へざれば、趣味に乏しきを悟りし證據、歴々之を指摘し得るに至れり。今、本章を結ぶに方りて、再び言はんと欲することは他なし、名稱も家屋も家族に對しては、共に二の職務を果たすものなりといふことこれなり。二の職務とは他なし、第一に、兩者とも家族の排他的性質を明かにし、家族の限界を定むるをいひ、第二に、兩者とも家族をして、其排他的性質と限界とに超絶せしむるをいふ、何故に名稱は家族をして、その排他的性質と限界とに超絶せしむといふや。曰く、家族が新たに一人を迎へ入れんとするや、其妻たると、子供たると、はた養子たるとを問はず、之に與ふるに家族の名を以てして、正式に之を迎へ入るればなり。また何故に家屋は、家族をして超絶せしむといふや。曰く、家屋の中に入り來るほどの人は、この家屋より益を受くる間は、一種特別の意義に於て、家族の一員と稱するも差支なければなり。

第十五章 結論

以上家族の既往の沿革と現在の組織とに就いて論ずる所、若し誤りなことをせば、家族は人類社會固有の制度にして、又缺くべからざる制度なりと謂ふも妨げなし。而して其形式は互に同じからず、其強弱又相等しからずと雖、古今東西一として、家族を有せざる國民なく、殊に文明に進みし國には、秩序整然、團結鞏固なる家族の存せざるはあらざるなり。

翻つて思ふに、家族なるものは、文明の高低と種族の異同とに應じ、其組織の動機一ならず、其維持の方法また相同じからざるものなり。たとへば、父權的家族といへば、凡ての家族中、其組織の最も嚴格に、又極めて發達せるものなるが、これは其基礎を宗教に置き、所謂祖先禮拜制度の上に立てられしものなり。それより稍、後れて、また一種の家族あり。これを父權的家族に比するに、其永久的なるに於て其嚴格なるに於て、敢て遜色なれども、只彼は宗教を基礎とするに反し、是は地所

をその基礎とするを異なりとす。其一例を擧ぐれば、かの農業團體の如きこれなり。また封建家族の如きも、同じく其一例なるが、これは長子相續制を用ひて、益その組織を完成せしめ、恰も祖先禮拜を基礎とせる家族の如くならしめぬ。之に次で、今日行はるゝ家族を近代的家族といふ。この家族は一面祖先禮拜なる精神的羈絆を脱し、他面地所と稱する物質的羈絆を脱し、而もこの兩制度の最長所を傳へて之を保有せるものなり。

何を以て之を言ふかといふに、これ近代的家族は、決して衰弱したる家族にもあらず、又墮落したる家族にもあらざるを以てなり。而して其強固なる理由は、他なし、一面に於ては、祖先と子孫とを結合する精神的勢力を解すること一層高尚に進み、他面に於ては、物質的幸福の道理を知ること、一層進歩したるがためなり。即ち近代的家族の子は、昔のものゝ如くに敢て其祖先の靈の祟りを恐るゝが如きことはこれあらず。而も祖先の傳へたる習慣と性徳との力の抗し難きを認め、戦々兢兢、祖先の標準以下に落ちんことをこれ恐る。或はいはん、家長は昔産業的團體の獨裁君主として、或は又家産の獨占者として、妻子に對し、非常の權能を振ひ

たり。されど近代的家族の家長は、斯くの如き権能を失ひ、又は放棄したりと。されど近代的家族の家長は、それに比して一層堅固なる權威の基礎を有し、一層確實に妻子の情愛を一身に集む。これ全く其細心寛大の家長たるに對し、妻子の忠順を有するに由る。且つそれ近代的家族は、物質的幸福の由つて來たるところ、寧ろ人格にありて地所財寶にあらざるを認む、この結果として近代的家族は、遺産の力に依頼すること薄く、且つ少弟も亦皆長子と同等の地位を有するに至れり。近代的家族は、斯くの如き發達を遂げぬ。其國家に及ぼす影響また從來に比して自ら異ならずんばならず。元來國家と家族とは、前にも已に説きたる如く、その間に密接の關係ありて、古來未だ曾て互に影響せざりしことはあらず。而して國家は時々そのあらん限りを盡し、家族を改造して自己の要求通りのものとなさんとせり。されど國家なるものは、結局家族によりて改造せらるべきものなり。これ公民を作るは、國家にあらずして家族なるを以てなり。偕て近代的家族は、其發達の結果如何なることを來せしかといふに、之によりて、少弟の地位は回復せられたり。少弟の地位の回復とは、取りも直さず共和主義の回復なり。更に之を詳述す

れば、從來の特權は悉く撤去せられ、只社會の公益に對して、忠順なるもののみ其特權を與へらるることとなりぬ。されど、少弟なるものにも、其種類二つあると、前に已に之を説けり。即ち其一種は、真正なる近代的家族を構成する分子となるものにて、剛毅果斷、自信あり、又自治の力ある少弟なり。是等は國民の金城鐵壁たると共に、又地の鹽たる資格あるものなりとす。次に第二種の少弟は、劣等なる封建的家族の特色を具へし少弟にて、臆病、利己、閑散の業務に従事して公財に衣食せんとするの外、何等高尚の志あることなし。是等は昔、随意に己れの事業を選択し、以て國家の負擔を増さしめしものなり。この二種の少弟は、今日の共和主義の中に共に含まれたり。而して國民の興亡如何は、全くこの二分子の盛衰如何によりて定まるなり。

讀者の知れる家族の中には、以上述べ來れる家族の目的を果さざるものも必らずこれあるべし。即ち其結果は、善なるよりは寧ろ惡に傾けるなるべし。此に於てか、讀者或はわが説に疑ひを挾むに至ることなしとせず。これ眞に止むを得ざることながら、讀者のこの疑ひ若し家族の本分に對しての疑ひならば、そは無用の

疑ひと謂はざるを得ず。其理由他なし、凡そ事物の意義目的を解せんとすれば其墮落したるもの、其不具のものに就いて研究するは詮なし、必らず其完備したるものに於てせざるべからず。家族に於ても亦然り。家族は善き制度なれども其用法を誤まり、其管理當を得ざる時は、墮落もすべく、不具のものともなるべし。しかもこの状態を見て直に家族の眞價を疑ふは、大早計といふべし。されど家族なるものは、如何なる状態の下に於て、或は破壊の觀を呈じ、或は其目的を果さざるに至るものなるか、之を研究するは強ち無益にあらざるが故に、簡單に之を説かん。家族的生活を害する原因の重なるは、先づ品性上の缺點に指を屈せざるべからず。即ち飲酒の如き、賭博の如き各種の放逸を事とする人は、到底團體の中に生活を營むに堪へず。殊に一家の主人として、他人を支配するに非常の困難を感ずべし。翻つて思ふに、家族若し眞に其職務を實行しつゝありとせば、斯くの如き品性上の缺點を豫防するに於て、家族は、有力のものは他にこれあらず。家族は、右に比して稍、外部的なる原因のためにもまた失敗に陥るることあり。その第一は、家族の維持が、強者の手より弱者の手に轉じたる場合これなり。斯くの

如き場合にありては、家族は其効用を失ひ、その目的を誤るに至る。かの工場制度の初めて起りし頃、兒童を盛に使役せし時は、斯くの如くなりき。又今日にても一家の維持全く婦女の手に存する時は、全く然り。されば、男子は必らず、一家經濟上の主位を占むべきものにして、一旦客位に下るが如きことあらば、即ち浮浪者となり、壓制者となるは、これ自然の勢ひなるが如し。

第二に、家族はその維持を外部の補助に仰ぐ場合に於ても墮落衰廢す。これ一家の主人にして經濟上の獨立を抛てば、之がため其徳性損害を被り、而して主人の徳性損害を被れば、妻子の徳性また従うて其餘毒を受くるがためならん。今之が大規模の實例を求むれば、宜しく十九世紀の初めを見よ。當時、舊救貧法の影響により、家族的生活の受けたる損害は、能く筆舌の盡し得る所にあらざりき。又これが小規模の實例を求むれば、生計上獨立自營の氣風乏しく、只管外部の救助を待てる地に於て之を發見するを得べし。斯くの如き地にありては、家族の基礎極めて薄弱にして、其權利と責任また濫用せらるゝを免かれず。而して、こは都鄙何れに多きかといへば、勿論大都會に多し。これ一つは、慈善團體の數多くして、生存競

争の激烈なるがためにして、又一つは其生活の繁劇複雑にして、責任を回避すること容易なるがためなり。それ責任は家族を強固ならしむる所以なり。然るに家長にして、其責任を回避せんか、家族的生活は只墮落あるのみ。而して斯くの如き墮落したる家族的生活は、英國の諸都會の最も劣等の部分(必らずしも最も貧しき部分とはいはず)に於て、必らず之を見るを得べし。

然るに、此外になほ一つ、家族的生活は、都會に於ては墮落すべき大なる理由あり。他なし、人口稠密の結果、人と人との交際得て皮相淺薄に流れ易きことこれなり。人或は實利は家族的生活の敵なるが如く思へども、必らずしも然らず。若し其時間と勢力とを悉く吸収する實利は勿論害を來せども、然らざる時は、實利は却つて、家族的生活を旺盛ならしむる効あり。即ち實利は之が關係者を堅く結び付くる者にして、又之に基づける交際は、豊富なる生命の源となるを以てなり。されば、實利を基礎としたる交際は、必らずしも家族的生活を害せず。眞に家族的生活を害するものは、淺薄皮相の交際なり。人皆其隣人を愛せざるべからず。されど、隣人とは市街に於て邂逅する人をいふか、然らず、眞に同情相愛の關係を結び得る

人即ちこれ隣人なり。されど斯くの如き關係は、都會の生活より生ずる單の面識者間に於ては到底これを結ぶを得ず。強ひて之を結ぶとあらば、非常なる失敗に陥るべし。此故に人口の稠密にして、交際を結ぶの容易なれば容易なるほど、隣人は減少す。これ都會の生活は、小村落にはなきほどに寂しきものなりと言ふ人ある所以なり。けに都會に住するものは、皆無數の面識者を有す。故に友人を得んとすれば、何人も之を得るに苦します。この結果は、瑣少の衝突のため、忽ち今日までの友人を捨て、新たに他の友人を求むるもの、比々皆然り。この惡風習たる、嘗に友誼の敵たるのみならず、又實に家族的生活の敵なり。家族の者相互の交際は、決して淺薄の交際たるべきものにあらず。されど淺薄の交際は、事容易にして、勞少なきが故に、遂に之に陥るもの少なからず。

斯くの如くにして今日我都會に住する多數の男女は、其家族と分離する傾向あり、彼等は遊離したる分子として、社會生活の間を漂ひ、義務責任の束縛を受けず、只一時の快樂を求めて、遂には自活にさへ苦しむに至る者往々あり。而して此種類の人の生ずるは、都會生活必然の結果なりとせば、人類は單の群居動物にあ

らざることを、即ち明瞭といふべく、若し強ひて群居動物たらんことをすれば、人類の標準以下に墮落せざるべからざるものなるを知るべし。偕て上記したる如き家族の諸の病弊は、我邦にては左程甚だしからず、今日の有様にては、只一時の現象なるが如し。而して家族はたごひ一時斯かる病弊に陥ることもまた必ず生氣を恢復し、却つて獨立繁盛の狀に進むことこれ常に見る所なり。

淺識寡聞われの如き者は、家族の沿革を詳かに叙述すると素より能くすべからず。こゝに大學者の手腕を待つ大事業なるを以てなり。而して家族古今の實狀を叙するは、更にそれよりも一層困難の事業なり。殊に今日の人のために、今日の家族を説くことに於て然りとなす、思ふにこは散文家の事業なるよりは、寧ろ詩人の好題目ならん。詩人は如何なる問題にても、之を捕へて己れの者となし、以て家族の中にいらしむる魔術を有すればなり。それ家族は愛情その者よりも大なり。愛情の一切の長所を其中に包含し、之を醇化し、之を永久的ならしむる者は、只家族あるのみ。家族は人生の苦痛を神聖にし、平凡なる日常の勞働を愉快の者たらしめ、而して其快樂は之を純粹の者たらしむ。家族は一大集會所なり。過去の父祖と、未

來の子孫とは現在となりて此に相會す。家族は一大寶庫なり。祖先の千辛萬苦によりて得たる貴重の財寶精神、品性等、皆子孫のために此に貯藏せらる。家族は一大學校なり。父子代々皆茲にありて、人は孤獨の生活を送るを得ざることを學ぶ。

斯くの如くにして家族は實に大なる問題なり。之に就いて著作せんとすれば、何人も望洋の嘆なきを得ざるべし。されど此際著作家の自ら慰むべきは、この題目に就いての不精確は必らずしも失敗にあらずといふことこれなり。これ家族は、人生諸他の大事件と同様皆人の知れるものなるに由る。家族を書物に譬ふれば、高尚なる専門書にあらず。寧ろ日常何人も知れることを記せる普通の書籍なり。されば其中に若し記し盡さざることありとも、讀者は自己の智識と經驗とをもて、其缺を補ふに苦みまします。されど、人は極めてこれに近きものを却つて看過すること珍らしからず。此故に、たごひ不完全にもせよ、一言警告を與へて、斯かる人々の注意を喚起することは、又全く無益といふを得ざるなり。

或はいはん、不精確の筆を以て家族の如き人生の親しき部分を記述し、以て其實と價值とを人に意識せしめんとするは宜しからず。これ家族をして平凡のも

のたらしむる恐れありと。之に對して一言辯せんとすることは他なし、若し之を無意識の儘に存し置かば、人皆之に注意せず、却つてその存在を危ふし、又は熱心に之を保護することを怠るに至らんといふことこれなり。若し人、家族に代へて他の制度を採用し、他の方法を用ひて、人生の秩序を定めんとすとも、なほ能く家族を知るの必要あり。然るに今日の社會運動または立法事業を見るに、審思熟慮を用ひず、輕忽にこの選擇を實行するの傾きあり。斯くの如くにして、玉を瓦に代ふることもあるも、誠に止むを得ざることなりとす。

果して然らば、本書は讀者に告ぐべき何等嶄新の點を有するものにあらず。只何人も經驗し得る一大事實に就いて、讀者の注意を呼べるのみ。只既往及び現在の人類の大演劇に於て、家族は如何なる功過ありしかを暗示せんとしたるのみ。其不完全、不十分なることは、何人よりも著者の第一に能く承知せる所なり。

家 族 論 終

明治四十二年八月五日印刷
 明治四十二年八月十日發行

家 族 論

(第十二回配布分)

大日本文明協會

磯 部 保 次

東京市京橋區南鍋町壹丁目貳番地

神 谷 岩 次 郎

東京市日本橋區兜町貳番地

東京印刷株式會社

東京市日本橋區兜町貳番地

東京市京橋區南鍋町壹丁目貳番地

大日本文明協會

發 行 所

著 作 權 有 所

編輯兼發行者

右代表者

印 刷 者

印 刷 所

電話新機 二四三八
 四四三六
 九四九二
 六九二九
 振替貯金口座東京三一七〇〇

大日本文明協會々則摘要

第一章 目的及方法

第一款 本會は廣く一般公衆の知識を催進し志望を向上せしめんが爲め、専ら健全なる歐米最近の思想を移植し、眞に活動的國民たるの品格の涵養に努め、以て新興の國運に應ずる新文化開進の基礎に貢獻せんことを期す

第二款 此目的を遂行せんが爲め、本會は當代の碩學に依頼し、歐米最近の名著中、最も健全にして我國に薦めて適當なるものを選択し、達意を主として簡明に和譯し、或は編纂し、若しくは世界最近の思潮を窺ふに足る學者の新著を上梓し、最も便宜なる方法を以て會員一般に頒ち、以て國民文庫の模範を立せんことを欲す

第二章 刊行物

第三款 本會に於て刊行すべき圖書は本會評議員相謀りて之を決す

第四款 本會三ヶ年の期間に於て大冊約五十卷を刊行して會員以外には決して分與することなし

第五款 本會刊行の圖書は一切非賣品にして會員以外には決して分與することなし

第六款 本會は明治四十一年三月に創立し、同年十月より刊行物の配布を始め

第七款 本會は便宜上刊行物の期間を滿三ヶ年(即ち三十六ヶ月)と定む、即ち明治四十一年十月より始め同四十四年九月に終る

第三章 會員

第八款 本會の會員は左の三種とす

一、通常會員 本會に加入し本會規定の入會保證金及び通常會費を納むる者

二、特別會員 本會に加入し、本會規定の入會保證金及び特別會費を納むる者

三、名譽會員 通常會員又は特別會員中殊に種々の方法を以て本會の事業を援助する者

第九款 本會に入會せんと欲する者は直接間接共に入會申込と同時に入會申込書に入會保證金として通常會員は金四圓特別會員は金五圓を添へ本會事務所に申込むべし、但し右入會保證金中

金貳圓は入會金にして殘餘金は本期間最後の月の會費に充つるものとす、而して會費は明治四十一年十月分より徴收す

第十款 本會の會費は左の二種とす

一、通常會費 (普通裝釘配本の分)

| | | |
|----|--------|-------|
| 全年 | 金貳拾參圓宛 | 毎月に前納 |
| 半年 | 金拾參圓宛 | 三回に前納 |
| 三月 | 金六拾五圓宛 | 二回に前納 |
| 一月 | 金九拾五圓宛 | 一回に前納 |
| 全年 | 金貳拾參圓宛 | 毎月に前納 |
| 半年 | 金拾參圓宛 | 三回に前納 |
| 三月 | 金六拾五圓宛 | 二回に前納 |
| 一月 | 金九拾五圓宛 | 一回に前納 |

(特別裝釘配本の分)

第十一款 一旦納入したる會費は拂戻すことなし

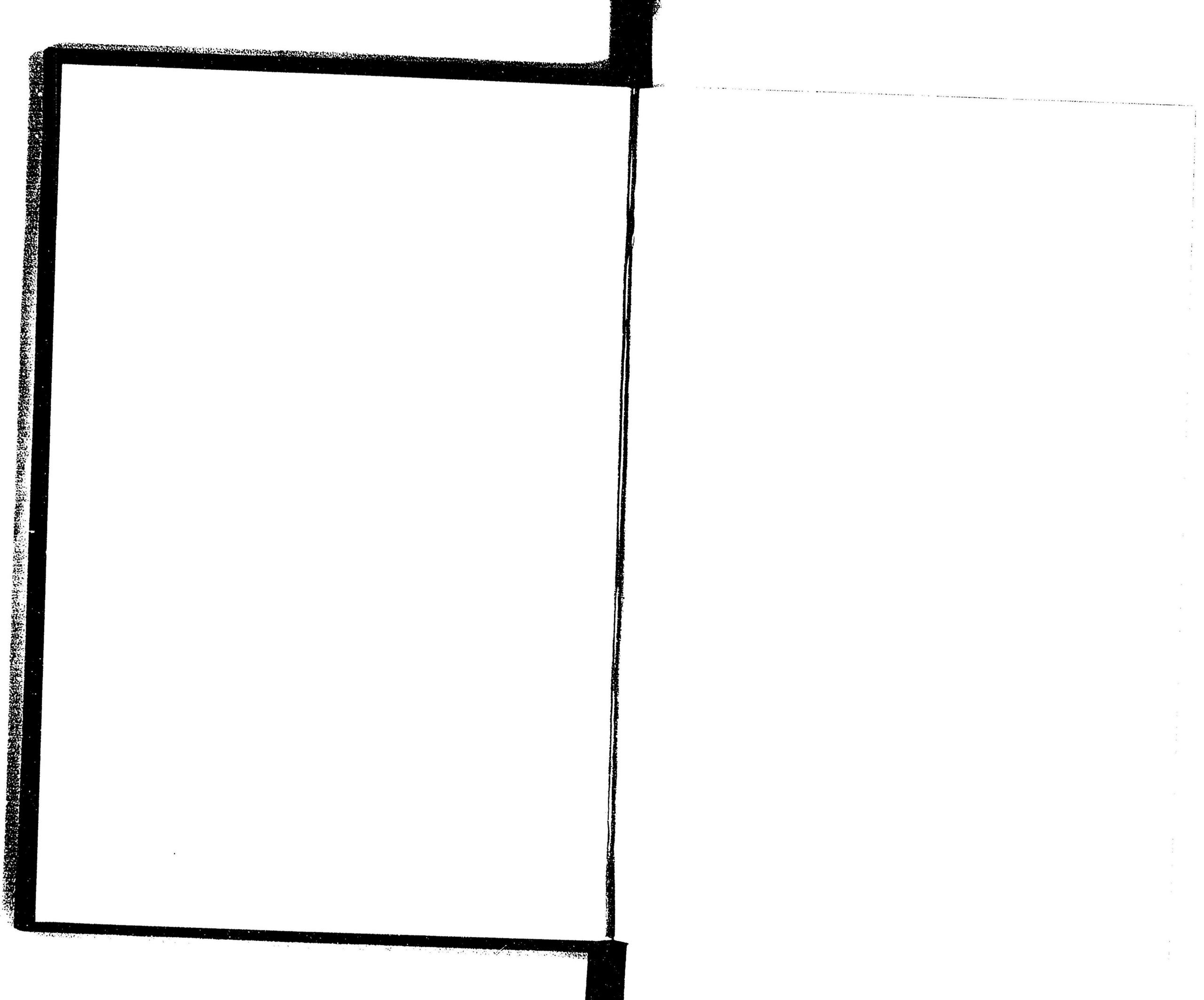
第十二款 中途入會者は規定の會費に入會金參圓を添へ申込むべし。但刊行物は入會せし翌月刊行の書冊より其配布を受け、其期の終に至り更に遡りて前巻缺冊の分の配布を受けるものとす

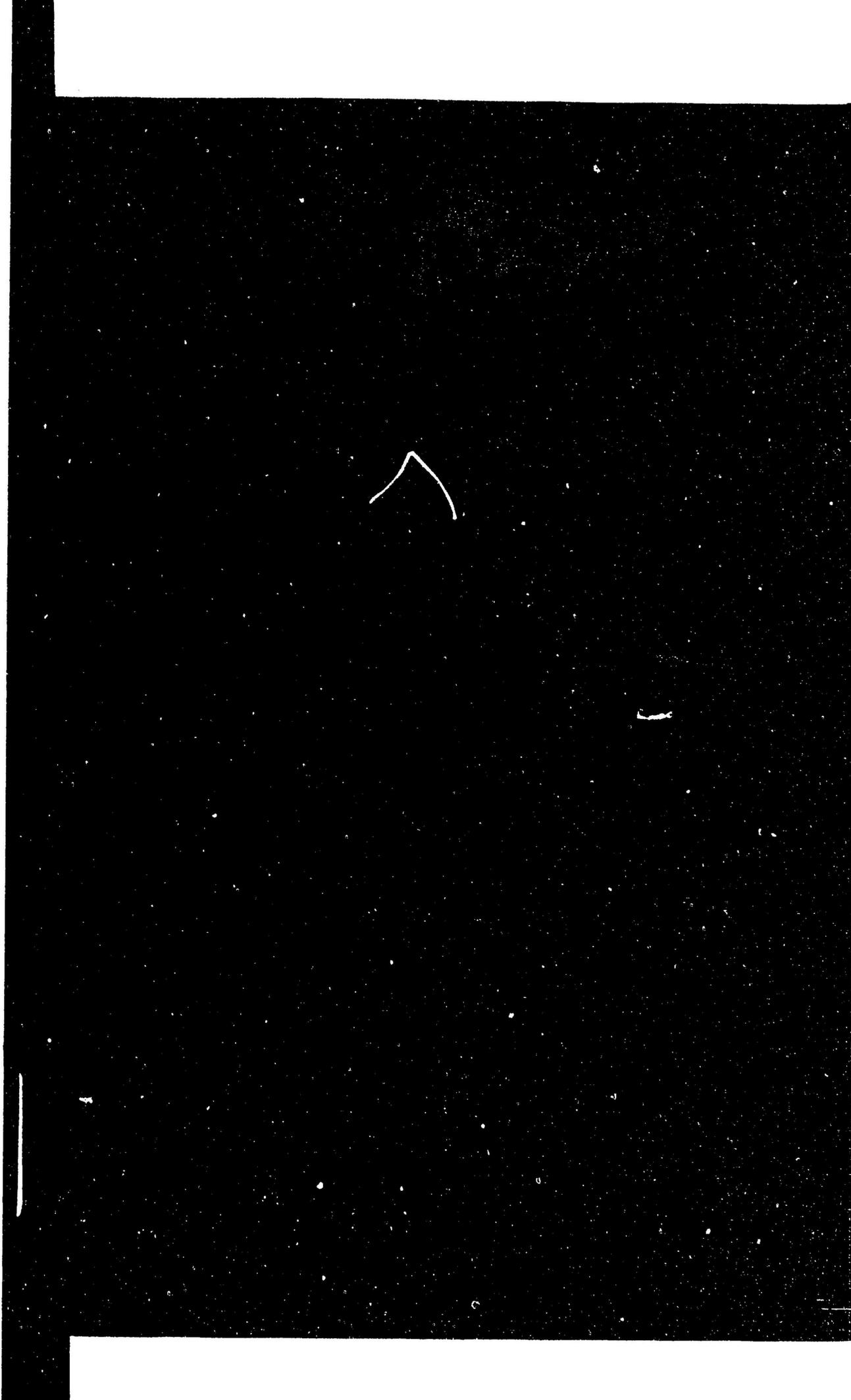
第十三款 月額會費は必ず前月二十日迄に、年賦會費は會期を三分して各第一ヶ月目の前月二十日迄に、半額會費は會期を二分して各第一ヶ月目の前月二十日迄に、以て徴收せしむるも市外は成るべく本會加入の振替貯金口座東京一三七〇〇番に拂込まざるを便宜とす

第十四款 刊行物の配布送料は本協會の負擔とす、但し臺灣、清韓諸外國は遞送料を要す

第十五款 會員は中途退會することを得ず、退會せんと欲するときは必ず譲受人を立て、後退會すべし

附記 本會第二回會員の新會期は明治四十二年六月より始め同四十五年五月に終る、従つて會費も亦四十二年六月分より徴收す其他の會期は總て第一會期と同じ





78

98

039488-000-9

78-98

家族論

ヘレン・ボサンケー／著

M42.8

BDA-0040



